

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

平成28年6月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

(別 紙)

専 決 処 分 書

周南市条例第34号

平成28年4月1日

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

周南市老人デイサービスセンター条例（平成15年周南市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「規定する通所介護」の次に「、地域密着型通所介護」を加える。

第10条第4項中「規定する」の次に「地域密着型通所介護及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市老人デイサービスセンター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(事業及び利用者)</p> <p>第4条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)に規定する介護予防通所介護(以下「通所介護等」という。)に関する事</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第4条第1項第2号に規定する認知症対応型通所介護に係る利用料金の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の</p>	<p>(事業及び利用者)</p> <p>第4条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する通所介護、<u>地域密着型通所介護</u>、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)に規定する介護予防通所介護(以下「通所介護等」という。)に関する事</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第4条第1項第2号に規定する<u>地域密着型通所介護及び</u>認知症対応型通所介護に係る利用料金の額は、指定地域密着型</p>

現行	改正案
<p data-bbox="159 276 1099 352">額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に定めるところにより算定した額とする。</p> <p data-bbox="129 432 344 464">5～9 （略）</p>	<p data-bbox="1167 276 2101 400">サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に定めるところにより算定した額とする。</p> <p data-bbox="1137 432 1352 464">5～9 （略）</p>